

大町市スポーツ施設使用料減免基準(令和8年4月1日から運用される新制度)

所管	区分	番号	実施主体(主催)及び申請者条件	内容	制限事項等	減免率		考え方(根拠や指針、方針等)	情報公開範囲
						施設料	照明料		
大町市教育委員会	催事	1	市又は市教育委員会	主催または共催する事業		100%	100%	政策的に真に必要なもの	主催者名 行事名
		2	市内に本店(本所)もしくは支所(支店)がある事業所	防災・防犯・人命救助に資する事業		100%	100%	政策的判断(市民の安全・安心につながる具体的な活動を支援するため)	主催者名 行事名
		3	市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学中学校又は高等学校	学習のために使用する場合で各団体の長から申込がある事業		100%	100%	義務教育下の活動場所を担保するため(高校については市内1校のみのため特例支援)	主催者名 行事名
		4	自治会・公民館分館	自治会長等から申込がある事業(自治会等の計画に基づく事業に限る)		50%	50%	公益的な活動を支援するため	主催者名 行事名
		5	市内に本拠を置く社会福祉法第22条に規定される法人、またはNPO法人	公益事業、または公益的な目的のためスポーツ振興・学習・体験等を実施する事業		50%	0%	社会福祉上公益的に意義のある活動及び青少年の学びや体験の場づくりのうちNPO法人が実施するもの	主催者名 行事名
	練習	6	市内の中学校及び義務教育学校	学校長から申請がある準クラブ活動による使用	19時以降は予約不可、各種目ごと各平日2時間以内、各祝休日3時間以内の活動である場合のみ	100%	100%	R6.3長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針を基本として時間を設定	主催者名 活動内容
		7	市内高等学校	学校管理下の部活動で組織長から申請がある活動	19時以降は予約不可、各種目ごと各平日2時間以内、各祝休日3時間以内の活動である場合のみ	50%	50%	R6.3長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針を基本として時間を設定	主催者名 活動内容
		8	障害者基本法第2条に規定する障害者	障害者手帳の提示を伴う利用		100%	100%	政策的判断	(非公開)
大町市スポーツ協会	催事	9	スポーツ協会	主催事業	スポーツ協会が主催するもの、または協会加盟団体が主催するもので協会が定める範囲内のもの(日数、回数、時間等)	100%	100%	政策的に真に必要なものに準ずるものとして権限を付与するもの	主催者名 活動内容
		10	スポーツ協会	共催事業	企画段階から事業に参画しており予算書や決算書、主催団体の財務状況(予算・決算)も把握していること。(名義共催は不可)	50%	50%	政策的に真に必要なものに準ずるものとして権限を付与するもの	主催者名 活動内容
		11	[スポーツ協会所管]スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブ	大会、合宿等の催事を主催する場合(No.12で定められた時間上限を超える予約はその予約全体もNo.11該当)	各種目ごと年間30時間まで	50%	0%	地域展開を見込んだ権限付与(ただし過度な反復継続を制限するため年間上限を設定)	主催者名 活動内容
	練習	12	[スポーツ協会所管]スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブ	組織または団体として行う定期練習(交流練習含む)	各種目ごと時間上限あり(各平日2時間、各祝休日4時間)	100%	100%	R6.3長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針を基本としつつ、さらに拡大した権限を付与	主催者名 活動内容